

2022年2月11日

## 2021年度 明治大学大学院外国人学識者招聘事業報告書

コーディネーター

研究科： 法学研究科

職 格： 専任教授

氏 名： 川口浩一

### 1. 外国人学識者

氏 名： Till Zimmermann 教授

所 属 機 関： ドイツ・トリアー大学

招 聘 期 間： 2021年11月22日, 29日, 12月6日 (計3日間) [オンラインで実施]

外国人学識者紹介： Till Zimmermann 教授は、ドイツ・ボン大学で法学を学び第1次国家試験 (司法試験)・第2次国家試験合格後、本大学の Urs Kindhäuser 教授の下で博士論文(Rettungstötungen: Untersuchungen zur strafrechtlichen Beurteilung von Tötungshandlungen im Lebensnotstand, Baden-Baden 2009)により博士号を取得し、その後ミュンヘン大学 Armin Engländer 教授の助手となり、同大学で教授資格請求論文 (Das Unrecht der Korruption: Eine strafrechtliche Theorie, Baden-Baden 2018. 同書の書評として *Schiemann*, KriPoZ 2020, S. 190 f.; *Kuhlen*, GA 2020, 751–755) で教授資格を取得した新進気鋭の刑法学者である。特にその教授資格請求論文である『腐敗の不法』は、この分野における最近の最も重要な文献とされており (Vgl. *Kuhlen*, a.a.O.)、ドイツにおける汚職・腐敗刑法研究の第一人者とみなされている。またドイツにおける代表的な Kindhäuser 教授の刑法総論の教科書の後継者にもなっている (Strafrecht Allgemeiner Teil. 9. Aufl. 2020; 10. Aufl. 2022: Fortführung des von Urs Kindhäuser begründeten Werkes)。

### 2. 総括および今後の展望

最近、日本において元法相らの大規模選挙買収事件が大きな話題になったが、このような汚職 (腐敗) は、ドイツにおいても国際的にも法政策的・法解釈学的にアクチュアルなテーマである。

ドイツにおいては最近、議員贈収賄の拡大、刑法 299 条 (経済取引における贈収賄) の改正、そして外国公務員への贈賄の可罰化 (刑法 335a 条)、保健機関における汚職 (刑法 299 a, b 条)、スポーツ汚職 (刑法 265 c, d 条) に対する犯罪構成要件が導入され、判例においても、大学の外部資金獲得 (BGHSt 47, 95; 48, 44)、選挙の際の寄付 (BGHSt 47, 274; BGH NJW 2007, 3446)、スポー

ツ行事に関する無料券の配布による接待 (BGHSt 53, 6)、公共放送局の編集長の収賄・背任 (BGHSt 54, 202)、学校記念写真 (BGH NSStZ 2012, 690=StV 2012, 19) 等に関する BGH の判例が出されている (以上の状況につきルイス・グレコ [佐川友佳子・訳] 「汚職理論へのアプローチ」ノモス 43 号 [2018 年] 107 以下参照。その後の関連改正として Gesetz zur Verbesserung der strafrechtlichen Bekämpfung der Geldwäsche vom 09.03.2021 [BGBl. I S. 32] による刑法 261 条の資金洗浄罪の改正等がある)。ドイツにおいては、このような腐敗規定の拡大を受けて、最近、従来賄賂罪の保護法益として議論されてきた問題を広く腐敗一般の保護法益ないしは不法とは何かという問題として捉え直して再検討する論文が現れ、議論が活性化している (テーマ 1)。また解釈論的には、特にロータール・クーレンの 2018 年の著書 (*Kuhlen, Drohen mit einem Übel und Versprechen eines Vorteils: Zum Verhältnis von Nötigung und Bestechungsdelikten. Heidelberg 2018*) を契機として、日本でも同様に議論されている賄賂罪と恐喝罪の罪数関係 (西田=橋爪『刑法各論』第 7 版・弘文堂 526 頁参照) に関する議論が重要であろう (テーマ 2)。

さらに国際的に見ても、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗 (汚職) に関する問題は、グローバル化の一層の進展に伴い、持続的な発展や法の支配を危うくする要因として、もはや地域的な問題ではなく、全ての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象となっている。さらにまた、腐敗行為とその他の形態の犯罪 (組織犯罪等) との結び付きも指摘されるようになり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有されるようになり、2000 年 11 月に国際連合総会において採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」 (いわゆるパレルモ条約) に基づき包括的な国際文書の作成を検討することが提唱され「腐敗の防止に関する国際連合条約」 (国連腐敗防止条約) が 2003 年 10 月 31 日に国際連合総会において採択され、2005 年 12 月 14 日に発効した。ドイツは、2003 年 12 月に署名、2014 年 11 月 12 日に締結、日本は、2003 年 12 月に署名し、2006 年に締結につき国会の承認を得、2017 年 6 月 15 日に条約を実施するための国内法が国会で可決成立し、同年 7 月 11 日に本条約を締結した (以上の状況に関しては「腐敗の防止に関する国際連合条約」外務省 HP 参照)。この条約を中心として、各国では新たな立法による対応が議論されており、総合的比較法的な研究の必要性も今後増大するものと考えられる (テーマ 3)。

そこで今回ドイツにおける汚職 (腐敗) の刑法的問題研究の第一人者であるトリアー大学のティル・ツイーマン教授を招聘して、この問題に関する総合的な比較法的研究の端緒として、以上の 3 つのテーマに関して連続講演会を開催した。これを契機に、将来的には、腐敗問題についての国際的シンポジウムなどを開催するなど、この問題に関する国際的な学問的交流を深めていきたい。

以上